

ID: 196

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	流水占用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	長門市準用河川管理条例 第7条ただし書		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (流水占用料等の不還付) 第7条 既納の流水占用料等は、還付しない。ただし、天災その他不可抗力により流水占用等を行うことができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日